

大阪地区渋滞対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、大阪地区渋滞対策協議会（以下「本協議会」という）という。

(目的)

第2条 本協議会は、京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会と連携をとりながら、大阪府域の渋滞状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- (1) 大阪府域の渋滞状況の把握
- (2) 大阪府域の主要な渋滞箇所の特定
- (3) 前記(2)で特定された渋滞状況の対策の基本方針
- (4) 渋滞対策実施後の効果検証
- (5) 渋滞要因や対策手法が高速道路や広域的な視点に関する場合の京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会に対する提言内容
- (6) その他、本協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

- 第4条
1. 本協議会は、別紙1に掲げる委員をもって組織する。ただし、必要に応じ、別紙1の委員のほかに関係する道路管理者等を参加させることが出来る。
 2. 本協議会は、第3条に掲げる項目について、具体的に検討するワーキンググループを設ける。
 3. ワーキンググループは、別紙2の機関で構成する。ただし、必要に応じ、構成機関以外の道路管理者等を参加させることが出来る。

(役員)

- 第5条
1. 本協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
 2. ワーキンググループに次の役員を置く。

座長	1名
----	----

- 第6条
1. 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
 2. 会長は、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長をもってあて
る。
 3. 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
 4. 座長は、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所副所長をもって
あて
る。

- 第7条
1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行
する。
 2. 副会長は、大阪府都市整備部交通道路室道路整備課長をもってあて
る。
 3. 座長が不在の時は、座長が指名する者がその職務を代行する。

(協議会)

第8条 本協議会は、必要に応じ会長がこれを召集する。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループは、必要に応じ座長が検討事項に応じた機関を召集す
る。

(事務局)

第10条 本協議会の事務局は、大阪国道事務所地域調整課に置く。

(その他)

第11条 本規約によらない場合は、協議することとする。

付 則

この規約は、	平成11年	12月	14日	施行
	平成18年	7月	5日	改正
	平成26年	1月	24日	改正
	令和2年	2月	14日	改正
	令和3年	8月	2日	改正

別紙1 大阪地区渋滞対策協議会 委員名簿

所属機関名	役 職	備 考
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所	所長	会長
大阪府 都市整備部 交通 道路室	道路整備課長	副会長
国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路計画第二課長	
国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所	所長	
国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局	支局長	
大阪府警察本部 交通部	交通規制課長	
大阪府 都市整備部 都市計画室	計画推進課長	
大阪市 建設局 道路部	調整課長	
大阪市 建設局 道路部	街路課長	
大阪市 都市計画局 計画部	都市計画課長	
大阪市 都市計画局 計画部	交通政策課長	
堺市 建設局 道路部	道路計画課長	
堺市 建築都市局 交通部	交通政策課長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部	企画調整課長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部	交通計画課長	
阪神高速道路株式会社 計画部 渋滞対策室	副室長	
一般社団法人 関西経済同友会	常任幹事 事務局長	
一般社団法人 大阪府トラック協会	交通・環境部長	
公益財団法人 大阪観光局	マーケティング事業部 観光インフラ担当部長	

別紙2 大阪地区渋滞対策協議会ワーキンググループ 構成機関

所属機関名	備考
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所	座長:副所長
国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所	
国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局	
大阪府警察本部 交通部 交通規制課	
大阪府 都市整備部 交通 道路室 道路整備課	
大阪市 建設局 道路部 調整課	
大阪市 建設局 道路部 街路課	
堺市 建設局 道路部 道路計画課	
関係する所轄警察署	
関係する道路管理者	